

○笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱

平成29年3月14日

告示第17号

改正 令和2年3月9日告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクへの登録を促進し、市内の空き家の有効活用及び市内への移住定住を促進するために、登録物件の改修等を行う者に対して補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 笛吹市空き家情報登録制度設置要綱(平成26年笛吹市告示第67号。以下「設置要綱」という。)第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (2) 登録物件 設置要綱第2条第1号に規定する空き家であって、空き家バンク登録台帳に登録された物件をいう。
- (3) 所有者等 設置要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (4) 移住者 登録物件に新たに居住する者のうち、県外の市区町村から市内に住民票を異動した者又は県外の市区町村から市内へ居所を移したと市長が認める者で、登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約を締結又は登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約を締結予定の者をいう。
- (5) 改修等 移住者が登録物件に居住するために、所有者等又は当該移住者が行う改修及び改築(所有者の同意を得て行うものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 水道、ガス又は電気設備の改修
 - イ 台所、トイレ又は風呂の改修
 - ウ 内装、外装又は屋根の改修
 - エ 一部改築、増築等の工事又は修繕で建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないもの
- (6) 家財処理 登録物件の家財を処理することをいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象が、所有者等の場合、市税等の滞納がない者とする。

2 補助金の交付対象が、移住者の場合、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 設置要綱第7条第3号に規定する利用登録者
- (2) 所有者等と登録物件の売買契約又は賃貸借契約を締結している者若しくは締結予定者であって、当該契約の締結の日以後3月を経過していない者
- (3) 所有者等の3親等以内の親族でない者
- (4) 当該登録物件に5年以上継続して居住することを予定している者
- (5) 当該物件の属する地域の行政区に加入し、又は加入することを予定している者
- (6) 市税等(移住前の居住地における市税等を含む。)の滞納がないこと。
- (7) 住宅取得者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団(同法同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 改修等工事費 市内施工業者による、改修等に係る工事の費用とする。
- (2) 家財処理費 居住部分に係る家財処理で、次に掲げる全ての要件に該当する費用とする。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること。
 - イ 経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)の総額が5万円以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て

る。

- 3 補助金の交付は、同一の登録物件に対し、1回に限るものとする。
- 4 市は、毎年度の財政状況を考慮しながら事業の目的達成のため予算の範囲内で必要経費等の内容を十分検討し補助金を交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、事業を行う日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事又は家財処理に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真(改修等に限る。)
- (3) 工事等の内容が分かる図面等(改修等に限る。)
- (4) 登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類(移住者に限る。)
- (5) 工事に係る所有者等の同意を得られたことを証する書類(改修等を行う移住者に限る。)
- (6) 市税等の納税証明書
- (7) 誓約書(所有者等は様式第2号、移住者は様式第2号の2による)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認める場合は空き家バンク登録物件に係る改修等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した後30日を経過した日又は当該決定の受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日まで、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る契約書の写し
- (2) 事業に係る領収書の写し
- (3) 工事を行った箇所の完了後の写真
- (4) 売買契約又は賃貸借契約書の写し(申請時に売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知し、補助金の交付決定を取り消す。

(1) 補助金の交付要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金交付決定を受けた所有者等が、事業が完了した翌日から4年以内に、正当な理由なく登録物件を取り消すとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、空き家バンク登録物件に係る改修等補助金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和2年3月9日告示第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付申請書

笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 事業予算

事業予算額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 空き家登録物件情報(住所、登録番号など)

3 業者名(施工業者又は処理業者)とその住所

4 事業内容

5 事業予定期間

【添付書類】

- (1) 工事又は家財処理に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真(改修等に限る。)
- (3) 工事等の内容が分かる図面等(改修等に限る。)
- (4) 登録物件の売買契約若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類(移住者に限る。)
- (5) 工事に係る所有者等の同意を得られたことを証する書類(改修等を行う移住者に限る。)
- (6) 市税等の納税証明書
- (7) 誓約書(所有者等は様式第2号、移住者は様式第2号の2による)
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

(所有者等用)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名 ④
電話

誓約書

私は、補助金の交付を受けるに当たり、補助金の交付を受けて改修した住宅については、事業が完了した日の翌日から起算して4年以内は、正当な理由なく空き家バンクの登録を取り消さないことを誓約します。

併せて、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第11条第1項に該当することとなった場合には速やかに報告し、同条第2項の規定により補助金の返還を求められた場合には速やかに返還します。また、担当職員が当該交付要綱に関する審査及び調査を行うため、私の住民登録資料、税務資料、その他の関係資料について調査及び照会、閲覧することを承諾します。

様式第2号の2(第6条関係)

(移住者用)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名 ⑨
電話

誓約書

私は、補助金の交付を受けるに当たり、補助金の交付を受けて改修した住宅については、改修工事が完成した日の翌日から起算して5年以上自己が居住することを誓約します。

併せて、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第11条第1項に該当することとなった場合には速やかに報告し、同条第2項の規定により補助金の返還を求められた場合には速やかに返還します。また、担当職員が当該交付要綱に関する審査及び調査を行うため、私の住民登録資料、税務資料、その他の関係資料について調査及び照会、閲覧することを承諾します。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家バンク登録物件に係る改修補助金について、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付します。

交付決定の内容

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件等
 - (1) 誓約書を提出した場合は、誓約事項を遵守すること。
 - (2) 笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の返還を求める場合があります。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



空き家バンク登録物件に係る改修等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家バンク登録物件に係る改修等補助金について、内容を審査した結果、次の理由により交付できませんので通知します。

不交付の理由

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

交付決定者 住所
氏名 ⑨
電話

空き家バンク登録物件に係る改修等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が 年 月 日に完了したので、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業決算

事業決算額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 空き家登録物件情報(住所、登録番号など)

【添付書類】

- (1) 事業に係る契約書の写し
- (2) 事業に係る領収書の写し
- (3) 工事を行った箇所の完了後の写真
- (4) 売買契約又は賃貸借契約書の写し(申請時に売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった空き家バンク登録物件
に係る改修等補助金について、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改
修等補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり通知します。

補助金確定額

円

様式第 7 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

交付決定者 住所
氏名 ⑩
電話

空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった空き家バンク登録物件に係る改修等補助金について、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
ふりがな				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第 8 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした空き家バンク登録物件に係る改修等補助金について、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付決定を取り消すので通知します。

- 1 取り消される補助金交付決定額 円
- 2 取消しの理由

様式第 9 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



空き家バンク登録物件に係る改修等補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した空き家バンク登録物件に係る改修等補助金について、笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金の返還命令額 円
- 2 補助金の返還期限 年 月 日

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第2号の2(第6条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第7条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第10条関係)
様式第8号(第11条関係)
様式第9号(第11条関係)